

1 消費者契約法

— 契約条項の無効

弁護士 長野 浩三

Q1-1 キャンセル料条項の無効について

消費者契約法では、不当なキャンセル料を定める契約条項は無効となると聞きましたがどのような場合に無効となるのでしょうか。

A1-1

消費者契約法9条1号は、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」について、当該超える部分を無効としています。

解説

消費者契約法は、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、…事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とする…ことにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的」として制定された法律である。

同法9条1号はいわゆるキャンセル料等の、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効につき、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」について、当該超える部分を無効としている。

同号に基づきこれまでに無効とされたものとしては、大学の学納金不返還条項(Q1-2参照)、冠婚葬祭互助会の解約料条項(Q1-3参照)のほか、以下のものがある。

パーティー契約の解約時における営業保証料特約を一部無効なものとした裁判例としては東京地判平成14年3月25日金融商事判例1152号36頁がある。この裁判例では解約時一人あたり5,229円の営業保証料を支払う内容の特約について民訴法248条の趣旨に従い、予定コース料金4,500円の3割の金額を一人あたりの平均

的な損害として認定し、それ以上の部分の特約を無効とした。

結婚式場利用契約の解約料を無効とした裁判例としては東京地判平成17年9月9日判例時報1948号96頁がある。この裁判例では、挙式予定日から1年以上前のキャンセル時に10万円のキャンセル料を支払う条項についてキャンセル後1年以上の間に新たな予約が入ることも十分期待しうる事等から同条項を無効とした。

他方、携帯電話の2年間の定期契約の間に基本料金について割引される契約につき解除した際の9,975円の解約料については、「損害」について解約前の割引分とするもの、これと異なり逸失利益とするもの等があるが、いずれも有効とされており(大阪高判平成24年12月7日判例時報2176号33頁、大阪高判平成25年3月29日判例時報2219号64頁)、これらは最高裁で上告不受理となり確定した。

Q1-2

息子が入学試験を受けた上で専門学校に入ることになって入学金、初年度授業料を支払ったのですが、事情で入学時である4月1日より前に入学を取りやめました。支払った入学金、授業料は返金してもらえますか。

A1-2

最高裁判決の基準に従えば、授業料は返金してもらえますが、入学金は返金されない可能性が高いです。

解説

消費者契約法が施行されて、いわゆる学納金返還訴訟が全国で相次いで提起された。最初の学納金返還訴訟の判決である京都地判平成15年7月16日判例時報1825号46頁は、学納金不返還特約につき、学納金全体が消費者契約法9条1項の平均的な損害とは認められず、損害の立証のない本件では結局全体として無効であるとして学納金不返還条項を無効とした。同判決では、損害の立証責任は事業者側にあるとされた。

その後、多くの下級審判決を経て、最高裁は、最判平成18年11月27日平成17年(受)第1158号、平成17年(受)第1159号判例時報1958号12頁において、①入学金は大学の入学試験の合格者が当該大学との間で在学契約又はその予約を締結して当該大学に入学し得る地位を取得するための対価であり、在学契約が解除されても、当該大学は当該合格者に入学金を返還する義務を負わない旨、②大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約に納付済みの授業料等を返還しない旨

の特約がある場合、消費者契約法9条1号所定の平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には当該特約の全部又は一部の無効を主張する当該合格者において主張立証責任を負う旨、③授業料等を返還しない旨の特約は、解除の意思表示が大学の入学年度が始まる4月1日の前日である3月31日までにされた場合には、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となり、同契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、上記授業料等が初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、上記平均的な損害を超える部分は存しないものとしてすべて有効となる旨判示した。3月31日までの入学辞退が生じることは大学としても織り込み済みであることを根拠としている。

ただし、3月31日までに入学辞退を申し出なかった場合について、最判平成18年11月27日平成17年(受)第1437号、平成17年(受)第1438号判例時報1958号24頁は、入学手続要項等に「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」等の記載がある場合、入学式を欠席したときは在学契約の解除にあたりとし、この場合には、大学の授業料等を返還しない旨の特約は、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となるとした。この場合には、入学式を欠席することにより入学辞退をすることを大学側が織り込み済みと考えられるために上記の判断となっている。

Q1-3

将来の葬儀費用等に使えるということで冠婚葬祭互助会契約をし、月額1,500円の積立金を8回積み立てたところで解約したところ、返金される返戻金はなしだと言われました。このようなことは許されるのでしょうか。

A1-3

許されません。裁判例でも冠婚葬祭互助会の解約金条項を無効としたものがあります。

解説

冠婚葬祭互助会契約は将来の冠婚葬祭に備えて、毎月数千円を積み立て、満期になればその金額を冠婚葬祭の費用に充てられるというものである。自分の葬式

代を心配する高齢者をターゲットに訪問販売で勧誘されていることが多いようである。

本件では冠婚葬祭互助会の中途解約時の解約金条項が消費者契約法9条1号ないし10条で無効となるかが問題となる。

この点について、最高裁は、平成27年1月20日、適格消費者団体特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク(以下、「KCCN」という。)が、冠婚葬祭互助会を運営する株式会社セレマに対して、冠婚葬祭互助会の積立金の解約金条項が消費者契約法9条及び10条に反するとして、消費者団体訴訟制度に基づき、当該条項の使用差止を求めた事案において、KCCNの申告受理申立につき不受理決定を行い、同条項の一部無効を認めた大阪高判平成25年1月25日判例時報2187号30頁が確定した。

上記大阪高判は、個別消費者に返還する解約金の金額については、月掛金振替手数料月58円に加え、振替不能通知にかかる費用として月2円、合計1月あたり60円、また、年2回の「全日本ニュース」の作成・発行費用月9.81円、及び年1回の入金状況通知の作成、送付費用月4.46円の合計月14.27円(以上合計は月74.27円)が消費者契約法9条1項の平均的な損害に当たるとし、その余は「損害」にあたらぬとして、解約金条項の大部分を無効とした。よって、上記大阪高判の基準を超える解約金条項は無効となると思われる。

本件解約金条項は業界団体である「全日本冠婚葬祭互助協会」の定める約款と同様のものであった。新聞報道によれば、同様の冠婚葬祭互助契約の件数は2000万件を超えていたということであり、本判決の社会的影響は極めて大きいものである。上記大阪高判後、上記業界団体も各事業者において適切に解約金条項を改訂するように促し、多くの冠婚葬祭互助会業者の解約金条項が改訂されたようである。

Q1-4

マンションの賃貸借契約で敷金20万円のうち、15万円が返金されない「敷引特約」があります。このような特約は有効でしょうか。

また、この契約では更新時に賃料2ヶ月分の「更新料」を支払うという更新料条項があります。このような特約は有効でしょうか。

A1-4

最高裁判決によれば、敷引特約については、「当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定さ

れる額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となる」とされています。

また、更新料条項については、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないとされています。

解説

いわゆる敷引特約について、最判平成23年3月24日判例時報2128号33頁は、「契約当事者間にその趣旨について別異に解すべき合意等のない限り、通常損耗等の補修費用を賃借人に負担させる趣旨を含むものというべきである。」とし、「消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付された敷引特約は、当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となると解するのが相当である。」と判示した。高額な場合には無効となるとの内容であるが、同最判では敷引額が月額家賃の3.5倍強の場合も有効としている。この最判は、敷引特約の趣旨の解釈も通常の賃借人の意思とは異なるし、「高額に過ぎる」かどうかの判断も常識はずれであり、極めて不当な判断である。

更新料について、最判(第二小法廷)平成23年7月15日判例時報2135号38頁は、更新料の性質につき、「更新料は、一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有するものと解するのが相当である。」とした上で、消費者契約法10条前段要件につき、「任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであることを定めるところ、ここにいう任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である。」とし、同条後段要件につき、「当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否か

は、消費者契約法の趣旨、目的(同法1条参照)に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。」とした。その上で、更新料条項につき、「賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないと解するのが相当である。」とし、1年更新で更新料が月額賃料2ヶ月分の事案につき、無効ではないとした。更新料の性質についての判断は敷引特約の上記最判と同様、一般的賃借人(消費者)の意識とは合致しないし、更新料条項の有効性判断の際に、「従前、裁判上の和解手続等においても、更新料条項は公序良俗に反するなどとして、これを当然に無効とする取扱いがされてこなかったことは裁判所に顕著であること」が有効とする理由としてあげられていること等、同最判も不当である(これが有効とされる理由になれば従前使われていた不当条項が無効となることはなくなる)。

Q1-5

コインパーキングに「当駐車場における盗難・事故については一切責任を負いません。」と書かれていました。コインパーキングでパーキングの車止めに不具合があって私の車両が損傷したのですが、損害賠償請求できないのでしょうか。

A1-5

できます。

解説

消費者契約法8条1号、3号は、事業者の消費者に対する損害賠償責任を全部免除する条項を無効とする。本件の「当駐車場における盗難・事故については一切責任を負いません。」はまさにこれに該当するので、この条項は無効である。そして、車止めの不具合で車両が損傷した場合、不法行為(民法709条)ないし土地工作物責任(同法717条)に基づき、パーキング業者は利用者に対し損害賠償責任を負う。

なお、消費者契約法施行(平成13年4月1日)前の裁判例で、「自動車内外に留置された貴重品、その他の物品に関する盗難については賠償責任を負わない」旨の免責条項のある駐車場管理規程は、駐車された自動車

が駐車場管理者の過失により第三者に窃取された場合には適用がないとされた事例として、東京地判平成9年10月30日判例タイムズ979号178号がある。